

船体計画保全検査の方法の概要

適用対象船舶

船体計画保全検査を初めて適用する時点において、原則として建造後 15 年未満の内航旅客船。

ただし、軽構造船、双胴船等の特殊な構造を有する船舶及び高速船（最強速力が船舶安全法施行規則第 13 条の 4 第 2 項に掲げる算式により算定した値以上の船舶をいう。）には適用しない。

対象とする検査

入渠を省略できる検査は、特 1 中検査以外の第 1 種中間検査（ただし、新造後初めての第 1 種中間検査を除く。）

すなわち、定期検査及び特 1 中検査においては、現状の検査官の立会による入渠検査方式を適用。

対象とする検査項目

入渠時でないと視認できない船底、船側外板、舵、錨、錨鎖、喫水線下の弁、プロペラ、プロペラ軸等をすべて含む。

承認基準

機関計画保全検査方式に準じ、次の要件を規定。

- 優良・適切な船体の保守管理等体制の維持（任意 ISM の取得を「標準」とする。）
- 技術的妥当性を有する船体保全計画の設定（長期仕様の船底塗装、強化された自主点検・整備計画等）
- 適切な船体の保守管理等に関する記録の維持

検査の実施方法

定期的検査時において検査官により事業者の自主点検記録の確認等を行うことにより検査を実施。

以上